

令和7年7月

加工再輸入減税制度を利用して行う輸出申告の簡素化 に係る質問及び回答

(適用開始日)

Q 1. 関税暫定措置法第8条に規定する加工再輸入減税制度を利用して行う輸出手続の簡素化は、いつから適用を受けることができますか。

A 1. 輸出手続の簡素化は、令和7年7月1日以降に、AE0輸出者又はAE0通関業者が加工再輸入減税制度を利用して行う輸出申告において適用を受けることができます。

(従前の加工再輸入減税制度を利用して行う輸出申告)

Q 2. 令和7年7月1日以降であっても、輸出手続の簡素化の適用を受けることなく従前の輸出手続により加工再輸入減税制度を利用して輸出申告を行うことができますか。

A 2. 令和7年7月1日以降であっても、輸出手続の簡素化の適用を受けることなく従前の輸出手続により加工再輸入減税制度を利用して輸出申告を行うことができます。

(輸出原材料の輸出実績等の管理方法)

Q 3. 輸出手続の簡素化の適用を受け、提出を省略した書類の適切な管理方法を具体的に教えてください。

A 3. 輸出手続の簡素化の適用を受けるための適切な管理については、輸出原材料の実情に応じて、提出を省略した確認申告書、契約書等に相当する書類の保管を適切に行っていただくことをいい、具体的な管理方法については、AE0輸出者又はAE0通関業者に委ねることとしています。

(輸出手続の簡素化の適用を受けられる場合)

Q 4. 加工再輸入減税制度における輸出手続の簡素化の適用を受ける場合の要件として、提示等が見込まれる場合を除くと規定されていますが、具体的にどういった場合に適用を受けられるのでしょうか。

A 4. AE0 輸出者又は AE0 通関業者の輸出申告に係る貨物であって、下記のいずれにも該当しない場合には、以後の輸出入申告に影響を与えないことから、当該簡素化の適用を受けて確認申告書、契約書等の提出を省略することができます。

- ・1 契約を複数回に分割して輸出申告する場合で、2 回目以降に輸出申告される貨物が AE0 輸出者又は AE0 通関業者の輸出申告に係るものではないと決定している場合
- ・輸入申告における輸入者及び通関業者のいずれもが AE0 事業者ではないと決定している場合

(提示等が見込まれるかに係る確認)

Q 5. 加工再輸入減税制度における輸出手続の簡素化の適用を受ける場合の要件として、提示等が見込まれる場合を除くと規定されていますが、提示等が見込まれないことについて、税関の確認を受ける必要がありますか。

A 5. 輸出手続の簡素化の適用が受けられるのは A 4 のとおりであり、その適否については AE0 輸出者又は AE0 通関業者に委ねることとしていますので、税関の確認を受ける必要はありません。ただし、以後の輸出入申告において提示等が必要となったときで、見込み違いにより書類の交付等を受けていない場合は、管理された書類の提示等が必要になりますのでご留意ください。

(管理された書類の提示等を要しないようにするために、輸出手続の簡素化の適用を受けないこととするほか、AE0 輸入者又は AE0 通関業者のいずれかが輸入申告を行うことが考えられます。)